

椎の木

SHII-NO-KI



「写真提供：目黒区役所」

目黒の歳時記：目黒天空庭園

首都高速道路の3号渋谷線と中央環状新宿線を結ぶ大橋ジャンクションの屋上を緑地化し、2013年3月30日にオープンした庭園で、目黒区の区立公園として整備されドーナツのような楕円形が特長です。高さは地上11メートルから35メートルで延長距離は約400メートルあり、平均勾配約6%のループ状です。庭園には芝生を基礎として約30種類の樹木や花が植えられています。開園時間は午前7時から午後9時まで。バリアフリー対策が施されているため車椅子やベビーカーでの入場も可能です。

平成二十六年 第四回通常総会

Contents

目黒の歳時記	1	税に関する絵はがきコンクール	9
第4回通常総会開催	2	支部紹介	10
税務署からのお知らせ	4	外国人留学生のお国紹介(7)	11
都税事務所だより	6	イベント情報	12
区役所だより	7	編集子／編集後記	14
健康エッセイ	8		

目黒法人会は、目黒税務署管内の企業及び目黒法人会の事業に賛助する方々が会員となり、“税”を中心に地域企業の健全な発展、地域社会への貢献を目的として活動しています。

第4回 通常総会 開催

公益社団法人目黒法人会としての第4回通常総会が6月16日(月)に目黒雅叙園で開催されました



議決権のある会員総数2,590社のうち、委任状を含めて1,383社が出席し、次の報告事項並びに審議事項2議案が上程されいずれも承認可決されました。

【報告事項】

平成26年度事業計画書並びに収支予算書について

【審議事項】

第1号議案 平成25年度事業報告承認の件

第2号議案 平成25年度収支決算報告承認の件並びに監査報告承認の件

第2部の懇親会は、ご来賓36名、会員92名、総勢128名のご出席をいただき、ご来賓と会員、会員相互の情報交換・交流が活発に行われ、和気藹々の有意義な懇親会となりました。

平成26年度事業の重点項目

I. 平成26年度活動理念

公益法人として、目黒法人会自らの自治により自己の責任において目黒法人会を管理、運営していかなければならない。公益法人制度の根幹をなす「法人自治」及び「自己責任」の原則に基づき、広く社会に目を向けて、「法人会の基本的指針」に則り、納税意識の向上、会員企業の研鑽、地域社会への公益貢献を図り、公益法人としての使命を達成するため、一体となつて組織的な事業活動を展開する。

また、法人会の目的・使命を達成するため、事業活動においては、原点である「税」に関する活動の充実を図るとともに、目黒法人会活動の更なる活性化のために、会員勧奨及び会財政の健全化への対応に一層力を注ぎ、地域の発展と活気溢れ信頼される法人会の確立をめざすために、以下の諸施策に取り組むものとする。

II. 主な事業計画

1. 納税意識の向上と税知識の普及に資するための施策の推進

公益法人とし、広く一般にも目を向けながら、納税意識の向上と税知識の普及に資するための施策を講じる。このため、税制関連の研修・セ

ミナー等の充実を図るとともに、有益な資料を作成する等、税関連コンテンツを拡充することにより、会員及び一般の企業や市民に対する適切な広報を実施する。

また、将来を担う小中学校の生徒等に対する租税教育活動の充実に努めるほか、「税を考える週間」への協賛行事等を積極的に実施するとともに、e-Tax及びeLTAXについて、当局及び税務関連団体とも連携しながら、あらゆる機会を通じて納税者と当局の間の相互信頼・理解の醸成に努め、また、広く税務知識の普及を通じて納税道義の高揚を図り、公正な税制と円滑な税務行政の執行に寄与する。

さらに、e-Tax、eLTAX普及のために、電子申告の意義の重要性を訴え、会員企業70%以上を目標に、会員のより一層の利用率向上に努める。

2. 税制に関する調査研究と要望活動の推進

健全な納税者団体として、中小企業の租税負担の軽減と合理・簡素化及び適正な税制確立のため、会員の要望意見を徴するとともに、税制等の調査・研究を行い、会員に周知するとともに、税制(使途問題を含む)に関する会員の意見を集約し、その意見が税制に反映されるよう、関係機関に対し要望活動を展開する。

意見の集約にあたっては、国税とともに地方税に関する要望等についても会員のニーズの把握に努める。

3. 組織の充実・強化

厳しい社会・経済情勢の下、会員数の減少傾向が続いている中で、組織の充実強化を図るため、会員勧奨増強月間を設けるとともに、会員退会防止に努めながら、厚生制度受託会社とも連携し、全会一丸となった組織的な会員勧奨増強を図る。

また、会員紹介制度を活用し、区外転出会員の他法人会への継続加入推進に努めるものとする。

4. 研修の充実と 経営支援活動の推進

法人会の根幹事業である税法・税務関係研修・セミナーをはじめ、企業経営の健全化並びにその向上発展に資するために、多様なニーズに応える研修・セミナーの開催強化を積極的に努める。その際、他会連携による広域的開催など、より効果的な開催方法やコストに配慮するとともに、体系的・連続的なメニューを構築するなど、研修内容の充実を図る。

なお、会員企業に加えて一般の企業・市民にも対象を広げ、一層公益性を高めるとともに、参加人員の増加に努める。

また、会員企業を取り巻く経営環境を踏まえ、かつ会員企業のニーズ

に応えメリットを追求した各種の経営支援事業（会員サービス）として、関係委員会と協力して広く一般にたいしての税の啓発活動、経営支援活動、社会貢献活動等の推進に努める。

5. 広報活動の推進

法人会の知名度向上、会員への会活動の周知、会員勧奨のための広報活動を充実させるとともに、公益法人制度を踏まえ、関係委員会と協力して広く一般に対しての税の啓発活動等の推進に努める。

広報誌「椎の木」等やホームページの充実を図るとともに、特に公益的な事業についてはマスコミにアピールするためのパブリシティ活動を実施する。

さらに目黒法人会における有効な広報活動について検討していく。

6. 福利厚生制度の拡充

企業の存続や従業員の確保の上で、各種福利厚生制度は必要不可欠であり、目黒法人会の財政面における意義をも考慮し、制度の維持と普及推進を図る。

また、会員の企業価値の向上、さらには法人会の社会的評価の向上の視点から福利厚生事業を展開する。

さらに、目黒法人会事業推進のためには、会員勧奨や財政基盤強化に資する訴求力のある厚生共益事業の構築・充実重要であることから、

厚生共益事業に関する情報収集を図り、より効果的な事業について検討する。

7. 社会貢献活動の推進

目黒法人会の公益事業活動については、引き続き税を中心に行うこととし、関係委員会と連携のうえ税制に関する提言や租税教育の充実に努める。また、地域や社会への貢献が重要な課題であることも念頭におき、組織力を十分に生かし、積極的かつ継続的に活動を実施する。

租税教育については、公益事業委員会、税制税務委員会、青年部会、女性部会の協力のもと、関係機関等と連携して積極的に推進する。

また、地球温暖化対策や節電対策など環境分野の問題について、関連機関と協力して取り組むとともに、引き続き「地球温暖化対策報告書」提出の定着を図る。

なお、目黒法人会における公益事業活動のあり方や取組み等について引き続き検討するとともに、中小企業の税務コンプライアンス向上のための施策として、「自主点検チェックシート」の普及推進に努めることとする。

8. 青年部会・女性部会活動の充実

青年部会・女性部会・源泉部会の活動を活発に展開し、部会のさらなる充実と部会員の研鑽を図るとともに

に、法人会活動の担い手として目黒法人会活動の充実と活性化に資するための諸施策を積極的に講じる。

特に公益性の高い事業の実施に努め、未来を担う子どもたちへの租税教育や環境問題（CO₂削減問題・節電）について、親会等との連携を図りながら、引き続き積極的に取り組む。

9. 関係外部機関との連絡協調

目黒税務署をはじめとした税務関係諸官署および東京税理士会目黒支部をはじめとした税務関係諸団体との連絡協調は、税に関する事業を基本とする法人会にとつて欠かすことのできない重要なテーマであり、より一層密にするよう努める。

また、地域社会貢献活動の実施にあたっては、地方公共団体および地域関係諸団体との協調に配慮する。

10. 法人会体制の整備

時代に合った組織運営体制の構築は必須の課題であり、公益法人として適切に対応するため、目黒法人会の自治及び自己責任の視点から諸規程・管理体制等所要の整備を行うとともに、他法人会間の連携強化に努める。

また、ITを活用した会員サービス事業の拡充、効率的な事務運営のためのシステム整備を図るとともに、個人情報管理の徹底を図る。

平成 26 年度 交際費等の損金不算入制度の改正のあらまし

平成 26 年 3 月 31 日に公布された所得税法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 10 号）により、法人の交際費等の損金不算入制度に関する規定（措法 61 の 4）が改正され、**平成 26 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用**することとされました。

このパンフレットでは、交際費等の損金不算入制度の改正の内容を記載しています。

（注 1）このパンフレットの内容は、平成 26 年 4 月 1 日現在における単体申告に係る法人税に関する法令に基づき作成しています。

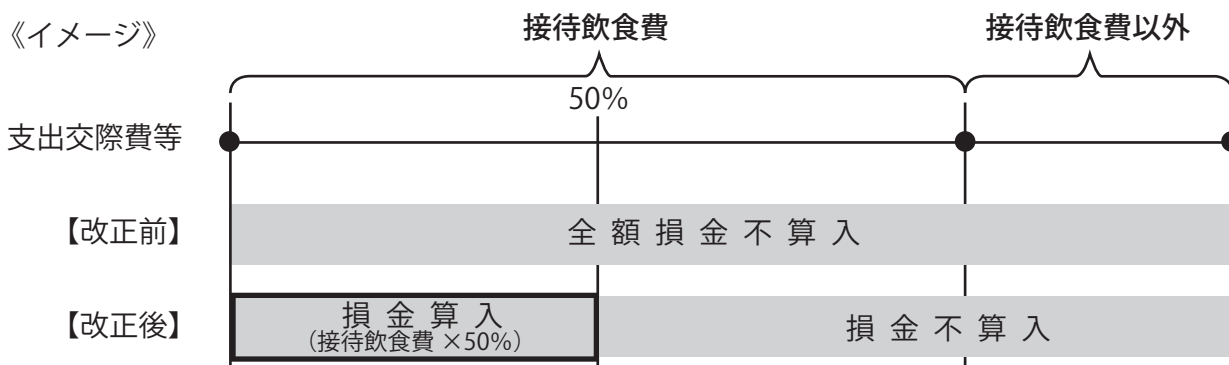
なお、連結申告に係る法人税についても、同様の改正が行われています（措法 68 の 66）。

（注 2）このパンフレットにおいて使用している次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令を示します。

措法：租税特別措置法、**措令**：租税特別措置法施行令、**措規**：租税特別措置法施行規則

法：法人税法、**法規**：法人税法施行規則

1 交際費等の額のうち、接待飲食費（注 1）の額の 50% に相当する金額は損金の額に算入することとされました（措法 61 の 4 ①）。



（注 1）**接待飲食費**とは、交際費等のうち飲食その他これに類する行為のために要する費用（専らその法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除きます。以下「飲食費」といいます。）であって、法人税法上で整理・保存が義務付けられている帳簿書類に次の事項を記載することにより飲食費であることが明らかにされているものをいいます（措法 61 の 4④、措規 21 の 18 の 4、法規 59、62、67）。

イ 飲食費に係る飲食等（飲食その他これに類する行為をいいます。以下同じです。）のあった年月日
ロ 飲食費に係る飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名又は名称及びその関係

ハ 飲食費の額並びにその飲食店、料理店等の名称（店舗を有しないことその他の理由によりその名称が明らかでないときは、領収書等に記載された支払先の氏名又は名称）及びその所在地（店舗を有しないことその他の理由によりその所在地が明らかでないときは、領収書等に記載された支払先の住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）

ニ その他飲食費であることを明らかにするために必要な事項

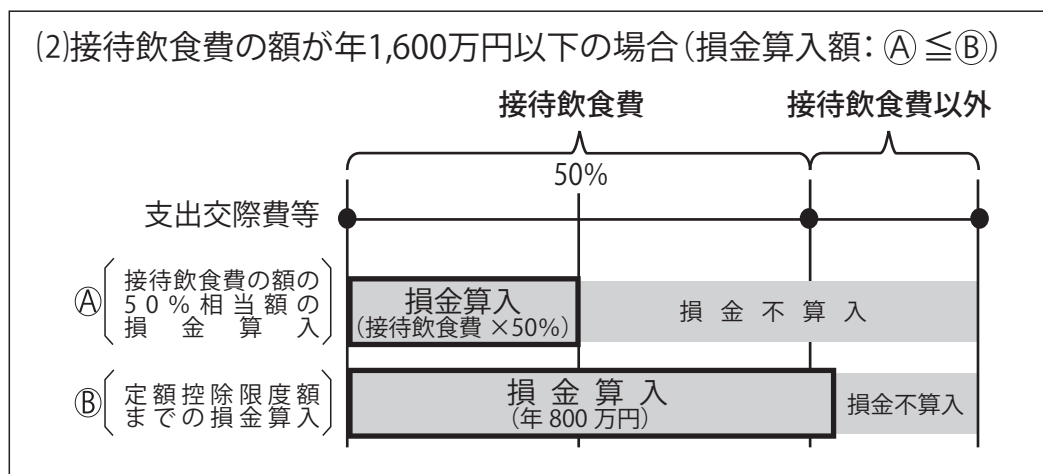
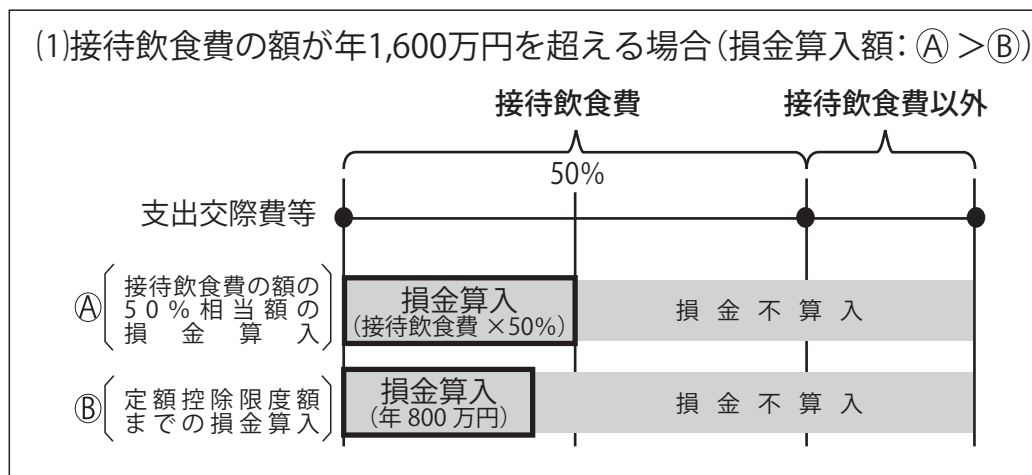
（注 2）1 人当たり 5,000 円以下の飲食費で書類の保存要件を満たしているものについては、従前どおり、交際費等に該当しないこととされています（措法 61 の 4④二・⑥、措令 37 の 5①、措規 21 の 18 の 4）。

（注 3）接待飲食費に関する具体的な取扱いについては、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）に掲載している「接待飲食費に関する F A Q（平成 26 年 4 月）」をご覧ください。

2 中小法人（注1）は、上記1の接待飲食費の額の50%相当額の損金算入と、定額控除限度額（注2）までの損金算入のいずれかを選択適用できることとされました（措法61の4①②）。

《イメージ》

接待飲食費の額の50%相当額の損金算入と定額控除限度額までの損金算入との比較



（注1）中小法人とは、事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人をいい、普通法人のうち事業年度終了の日において資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人などの一定の法人による完全支配関係がある子法人等を除きます（措法61の4②、措令37の4、法66⑥二・三）。

（注2）定額控除限度額とは、800万円にその事業年度の月数（1月に満たない端数があるときは、これを1月とします。）を乗じてこれを12で除して計算した金額をいいます（措法61の4②③）。

（注3）定額控除限度額までの損金算入を適用するかどうかは、各事業年度ごとに選択することができます。

（注4）定額控除限度額までの損金算入は、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に定額控除限度額の計算を記載した別表15（交際費等の損金算入に関する明細書）の添付がある場合に限り適用することができます（措法61の4⑤）。

3 交際費等の損金不算入制度の適用期限が平成28年3月31日まで2年延長されました（措法61の4①）。

- ご不明な点や詳細につきましては、最寄りの税務署にお問い合わせください。
- 国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）では、税に関する様々な情報を提供していますので、ご利用ください。
- 税務署での面接による相談を希望される方は、お待ちいただくことなく相談に対応できるよう、あらかじめ電話により面接時間を予約（事前予約制）していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

東京都主税局ホームページ <http://www.tax.metro.tokyo.jp/>

都税事務所だより

都税についてのお知らせ

災害等により甚大な被害を受けた方には 都税を減免する制度があります

風水害や地震、火災などで甚大な被害を受けた方には、一度課税された税金のうち、まだ納期限が到来していない税金を、被災の程度等によって軽減または免除する制度があります。

＜減免する場合＞

床上浸水（不動産取得税を除く）、崖崩れ、家屋損壊等の被害のうち、一定程度以上の被災の場合

＜減免の対象となる都税＞

固定資産税・都市計画税（23区内）、不動産取得税、個人事業税 など

＜減免を受けるための手続き＞

減免を受けるためには、納期限までに、納税者ご本人からの申請が必要です。

被災された方は、区市町村（火災の場合は消防署）で発行する「り災証明書」など、被災の事実を証明する書類を添えて、所管の都税事務所まで申請してください。

また、被災により、都税を一度に納めることができない場合には、納税を猶予する制度もあります。なお、納税の猶予を受ける場合にも、申請が必要となります。

☆ 詳しくは、目黒都税事務所までお問い合わせください。

昨年度に引き続き、平成 26 年度も

小規模非住宅用地の 23 区内 固定資産税・都市計画税を減免します



減免対象	一画地における非住宅用地の面積が 400 ㎡以下であるもののうち 200 ㎡までの部分 ただし、個人又は資本金等の額が1億円以下の法人が所有するものに限りします。
減免割合	固定資産税・都市計画税の税額の2割
減免手続	減免を受けるためには、申請が必要です。 まだ申請をしていない方で、小規模非住宅用地を所有していると思われる方には、8月までに「固定資産税の減免手続きのご案内」をお送りしております。減免の要件を確認のうえ、申請してください。

※前年度に減免を受けた方で用途を変更していない方は、新たに申請する必要はありません。

お問い合わせ先 土地が所在する区にある都税事務所

区役所だより

まちにみどりを 目黒区のまちづくり

目黒区みどりと公園課 みどりの係
Tel 03 (5722) 9359

未来計画

目黒区は、平成26年3月に「目黒区生物多様性地域戦略 ささえあう生命の輪 野鳥のすめるまちづくり計画」を策定しました。この計画は、区内の生物多様性を確保し、「野の鳥の歌が聞こえるまち」を目指して身近な自然を守り、いきものたちとともに暮らせるまちを未来に伝えていくためのものです。

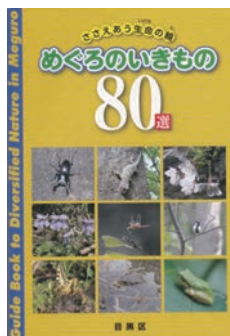
いきもの80選

計画作りの基礎調査の一環として、平成24年に区制施行80周年記念事業「みんなで選ぶ めぐろのいきもの80選」を行い、得票数の多かったいきもの上位80種を選びました。計画の普及のため、区民から提供された情報や写真などをまとめて、80種のいきものをはじめとする身近に



ベランダでいきものを呼ぶ
(目黒区生物多様性地域戦略より)

見られるいきものの約300種を紹介するフルカラーの冊子「ささえあう生命の輪 めぐろのいきもの80選」(1冊400円)を販売しています(区総合庁舎ほか、区内8書店)。



みどりづくりをバックアップ

区ではみどりを増やす取り組みとして、屋上・壁面や接道緑化に対して助成を行っています。区内では樹木の本数が減る一方、助成制度の利用により、これまでに約4,500平方メートルの屋上が新たに緑化されました。法人も助成対象ですので、ぜひ、緑化をご検討ください。ご相談をお待ちしています。

表 まちなみ助成の例

助成区分	緑化内容	助成金額	助成対象	1件あたりの限度額
屋上緑化	土厚 15 ～ 30 cm未満	25,000 円 / m ²	屋上緑化の面積	30 万円
壁面緑化	登はん型(つる性樹木)	2,000 円 / m ²	枝葉の広がる面積	30 万円
接道緑化	中木(花や実のなる木の植栽)	20,000 円 / m	接道緑化の長さ	40 万円

※他の緑化内容、掘撤去や縁石設置などに対する助成もあります。詳しくはお問い合わせください。



ワーク・ライフ・バランス推進事業者を募集します

目黒区は、仕事と子育て・介護の両立支援や、男女がともに働きやすい職場づくりなど、ワーク・ライフ・バランスを推進している区内の事業者を表彰し、区のパンフレットやホームページなどでその取組を広く紹介します。

対象 区内に事業所を置き、常時雇用する従業員数がおおむね300人以下の企業・団体。

応募方法 応募用紙(男女平等・共同参画センターで配布。ホームページから印刷可)に必要事項を書いて、6月1日～7月31日(消印有効)に、男女平等・共同参画センター(〒153-0061 中目黒2-10-13 中目黒スクエア内、Tel 5721-8570)へ郵送または持参。

目黒区役所ホームページ <http://www.city.meguro.tokyo.jp/>

目黒区内中学生の作品 — 正しく知ろう 税の大切さ 税のありがたさ —

健康エッセイ

『認知症』

社会福祉法人清徳会
医学博士 松井 ひろみ

2000年施行の介護保険は、高齢者介護を社会全体で支える事を目的としてスタートしましたが、福祉先進国のスウェーデンでさえ、90年代の経済危機に直面し、病院や施設での介護から、在宅介護へシフトしています。この現実をみると、日本の「地域医療・介護総合確保推進法案」の先行きは、在宅医療・在宅介護の方向であることが読みとれます。しかし、高齢者は数種の慢性疾患を持ち、認知症の方の介護で家族は厳しい多くの問題を抱えています。

2007年、当時91歳の認知症高齢者自立度4と診断された男性の介護を、その妻と長男の嫁とが行っていたところデイサービスから帰宅後、要介護1の85歳の妻が目をはなした間に外出し、約1時間後、3キロほど離れた東海道線共和駅の構内で、線路に立ち入り列車にはねられ死亡したというものです。JR東海

は、列車運行の遅れ、振替輸送代など約720万円の損害賠償を求め、名古屋地裁判決では、男性の妻と長男に全額の支払いを命じ、その後名古屋高裁で、妻に対してのみ360万円の賠償を命じたというものです。「同居の妻は民法七十四条の適用により監督義務者として賠償責任は免れない」との指摘に加え、「家の出入口のセンサーを作動させておかなかった等、たとえ妻が要介護1であつても特段の事情のない限り徘徊の可能性のある男性に対する監督不十分」という事が加えられています。JRも遺族側もこの判決を承服出来ないとして上告しているとのこと。以来、認知症の方を抱えた家族は、「配偶者、同居しているというだけで、監督上の過失という重大な責任を問われるのか」、「どこまで責任があるのか」という難問に直面することになりました。

行方不明者も今後増える事が予想

されます。東京在住の男性が7年ぶりに群馬県館林市の介護施設に入所している妻とNHKのテレビ番組がきっかけで奇跡的な再会をしました。7年間の生活費が1千万円を超える見通しで家族に請求するか否かに検討された結果、館林市は請求せずに解決したそうで、ほっとしています。

認知症は、65歳以上の高齢の15%、2012年時点で305万人、2025年には、470万人に上ると厚生労働省は推計しています。現在認知症は解明されていない事が多く何らかの原因で脳の働きが低下する事によって起こる病気で、70種類位あるといわれています。全体の60%を占める「アルツハイマー型認知症」はアミロイドβというタンパク質が脳に蓄積して、脳神経細胞が減少し、脳の委縮が起こり記憶障害、日付、曜日がわからなくなる認知症です。「レビー小体型認知症」は、レビー小体というパーキンソン病の原因として注目されるαシヌクレインが主要成分のタンパク質が脳に蓄積するものです。手足のふるえ、歩行障害、筋肉のこわばり等がみられ、実在しないのが見える幻視が特徴です。「前頭側頭型認知症」はピッ

ク病ともいわれ、変性により脳の前頭葉と側頭葉の委縮が起こり、社会性の欠落、万引きや痴漢で警察沙汰になる事があります。この「レビー小体型」と「前頭・側頭型」とを合わせて20%。更に高血圧・高脂血症・糖尿病等生活習慣病が原因で脳出血や脳梗塞・くも膜下出血等の脳卒中をくりかえし起こし発生する「脳血管性認知症」も20%をしめています。65歳未満で発症する「若年性認知症」は高齢の認知症とは異なり、第一線で活躍中の働き盛りの人が職場で簡単な仕事も出来なくなり、一見サボっているように見え、本人も会社性認知症と診断されてはじめてその病態を知ることになります。就労上の困難は計り知れず、本人、家族や企業・社会全体に深刻な課題を残すことになります。

認知症は記憶力や判断力の低下が中核の症状ですが、アルツハイマー型は「カン」が良く、人の感情を敏感に察知する能力にたけています。認知症のそれぞれの特徴を知り地域社会がどう支えられるか、その支援システムを早急に構築する必要性を痛感致します。



税金は毎日の生活の中で

どのように役立っているのか

ということを小学生のみなさんに知っていただき、
理解と関心を深めていただくため実施いたします。

募集内容

1 テーマ

税に関する絵(税金で造られている建物・施設、税金で購入される物品、税金で行われている仕事など)であれば何でも構いません。

2 応募資格

小学5・6年生が対象です。

3 応募点数

児童1人につき1点とします。

4 応募方法及び応募先

付属の「専用はがき(目黒法人会に問合せ下さい)」または「官製はがき」に氏名等の必要事項および税に関する絵を描いてご応募下さい。なお、官製はがきの場合、必要事項をはがき表面に記入して下さい。また、描画素材は問いません。文字や標語などの描き入れも可とします。

(応募先・お問い合わせ先)

公益社団法人 目黒法人会 事務局
〒153-8585 東京都目黒区中町2-43-17
TEL 03-3712-9588
URL <http://www.tohoren.or.jp/meguro/>

5 応募締切

平成26年9月30日(火)

6 審査

応募作品は、応募者全員の中から公正に審査を行い選定致します。

7 表彰・発表

審査結果(入選作品)は当会ホームページまたは広報誌にて発表するとともに当会事務局を通じてご本人または学校に通知致します。なお、優秀作品につきましては公益財団法人 全国法人会総連合(女性部会)が実施するコンクールに出展します。

- | | | | |
|---------------|----|------------|-----|
| ● 目黒税務署長賞 | 1点 | ● 税制税務委員長賞 | 1点 |
| ● 東京都目黒区税務所長賞 | 1点 | ● 女性部会長賞 | 1点 |
| ● 目黒区長賞 | 1点 | ● 青年部会長賞 | 1点 |
| ● 法人会長賞 | 1点 | ● 優秀賞 | 10点 |

8 注意事項

- (1) 応募作品に関する権利は、ご応募と同時に主催者である法人会に帰属します。
- (2) 応募作品の返却はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- (3) 応募作品は法人会ホームページやパンフレット等への掲載、または法人会が行う事業において展示することがあります。
- (4) 応募者の個人情報は入選者等への連絡や表彰状の送付、展示など「税に関する絵はがきコンクール」事業の実施のためにのみ使用します。

〈主催〉 公益社団法人 目黒法人会
公益財団法人 全国法人会総連合

〈後援〉 国税庁・東京都目黒区税務所・目黒区

法人会とは

税のオピニオンリーダーとして公平で健全な税制の実現や税の啓発・租税教育活動を積極的にすすめる約90万社の団体です。また、会員の研さんを支援する各種の研修会やボランティアなど地域に密着した活動を行い地域社会のお役に立っています。

健全な納税者の団体、よき経営者をめざすものの団体…これが法人会です。



郵便はがき

直接、郵送の場合
お手数ですが
52円切手
をお貼りください。

1 5 3 8 5 8 5

東京都目黒区中町2-43-17

公益社団法人 目黒法人会

「税に関する絵はがきコンクール」係

小学校名 学 年	区 立 私 立	小学校	年
住 所	〒 - -		
電話番号 (市外局番から)	- -		
(フリガナ) 氏 名			

第11支部の地域と活動内容

第11支部 広報委員

(株)三京建設 代表取締役

白 井 康 雄



私ども第11支部は、目黒区の地図上南側に位置し、柿の木坂陸橋を起点として、目黒通りと環状7号線国道に囲まれた、ちょうど二等辺三角形のエリアに位置し、その中を走る私鉄東急東横線の都立大学駅周辺から自由が丘駅手前北東部までの地域と、東急大井町線と東急目黒線で緑が丘駅から大岡山駅間の重複線の計3路線に接し、非常に交通の便に恵まれたエリアです。住所では中根1〜2丁目、平町

1〜2丁目、大岡山1〜2丁目、緑ヶ丘1〜3丁目になります。都立大学駅近くの高架線路の耐震化も進み、大岡山駅地下ホーム化の再開発も終わり、同時に駅舎ホームの地上上層階は東急病院として完成し、外装の緑化を取り入れた設計となっております。さらに緑ヶ丘駅も近代的な駅舎に建て替わり、一昔前の姿を忘れてしまうほど素晴らしい変貌を遂げております。

大岡山、緑ヶ丘地区は東京工業大学を構えた、緑豊かな文教地区であり、中根、平町地区は、キャノン、牧野フライスといった日本を代表する企業の城下町でありその周辺は比較的広い敷地のお屋敷街の表情を残しています。

当第11支部の地域は住宅街・比較的小規模な商店街・中小企業が混在し、高齢化が著しい地域ではありますが、高額な土地を購入する中高年富裕層の新築住宅取得も多くなっています。

支部活動は、支部役員会を中心に、公益法人としての税知識の普及と社会貢献活動を根幹に取り組んだ事業計画作成のもとに、法人会員並びに地域社会の区民がともに事業活動に参加することによって、会員相互の資質の向上と各自の研鑽を目指して励んでおります。

昨年度の11支部の特徴的な活動は、パソコン教室、加齢学セミナー、法律講演、労務管理セミナーなどを開催しました。出席率も高く、それぞれ好評をいただきました。

目黒法人会に加入している我々は個人や企業が 社会に対して、納税ということだけでなく、私たちが一緒になつて、目黒のために、社会のために何が出来るかを真剣に考えることがとても大切な時をむかえております。超高齢化社会をむかえ、年金制度などの社会の仕組みが急激に変貌する中、待ったなしの状態です。経営者として自社の経営の更なる向上はとても大切ではありますが、第11支部では、微力ながら利他の精神で地域社会のために何が出来るかを再考したいと考えております。



税務研修会

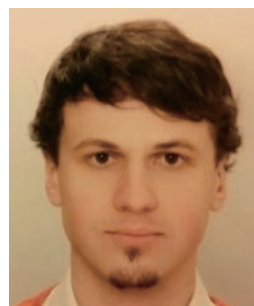


東京ガス熱電プラザ見学



キリン横浜ビアビレッジ見学

外国人留学生の お国紹介(7)



国立情報研究所研究員
フーベルト ソイエル
(ドイツ)

ドイツはヨーロッパにある美しい国で、人口は約8000万人です。日本に来て日本人がドイツに好感を持つていること、また日本人がドイツから連想するものはソーセージ、ビール、オクトーバーフェスト、工学だということを知りました。

ドイツ語

ドイツ語を公用語としている国はドイツだけではありません。オーストリアはドイツ語が公用語ですし、スイスでは50%以上の人がドイツ語を使い、ドイツ語を母国語とする人たちはベルギー、イタリア、フランス、デンマーク、そして遠く離れたアルゼンチン、ブラジル、南アフリカにもいます。ドイツ語にも方言があり、南部の人が方言で話すと、北部の人にはわかりにくいことがあります。オランダ語やスウェーデン語

など多くの言語がドイツ語と似ており、ドイツ語に堪能な人は一部を理解できます。ドイツ語は有用な言語ですので、次に外国語を学ぶならば是非ドイツ語を選んでください。

ババリア

ドイツは連邦国家のため中央政府が存在しますが、教育等多くのことは各州政府に任されています。1990年の東西統一後、16の州があり、それぞれ歴史も人々も少しずつ異なります。私は「バイエルン（英語でババリア）」出身です。人々は気安く開放的かつ友好的です。歴史への登場は多く、南部はローマ帝国に属した時代があり、ヴィッテルズバッハ家支配下の時代や、短期ですがナポレオンが王国を作った時期もあります。おかげでババリアでは見学場所に不自由しません。位置はドイツ東南部で、ドイツアルプスでのスキーや、イタリア・オーストリア・スイス等で週末を過ごすにも便利です。勿論、州内にも美しい湖や森などの自然や街並みがあります。

ババリアが有名な訳

日本においてドイツの知名度は高く、ババリアについても聞いたことまたは訪れたことがある人が多くいます。私がミュンヘン近郊の出身と言いますと、いろいろな場所や制度、そして文化について質問され、ドイツについての知識の多さに驚かされることもたびたびです。

ることもたびたびです。

FCバイエルンミュンヘン

私がババリア出身とわかると、「FCバイエルンミュンヘン」についての質問をよく受けます。このサッカーチームのTシャツを着ている日本人もあり、有名であることにびっくりします。なぜならこのチームはヨーロッパ以外でサッカーをしないことで知られているからです。

オクトーバーフェスト

日本人が次に多く取り上げる話題はオクトーバーフェストです。これは世界最大の祭りで、毎年9月中旬から16日間首都ミュンヘンで開催され、期間中、約700万人の人が700万リットルのビールを飲みお祝いします。ビールはババリアに欠かせず、醸造するには法律により成分が厳格に決められています。

ノイシュヴァンシュタイン城

ディズニーマーの眠れる森の美女のお



城のモデルとされるノイシュヴァンシュタイン城は日本でとても人気があるようです。狂気のババリア王、ルートヴィヒ二世が州の財源を惜しみなく費やして建設した、おとぎ話に出てくるような美しいお城です。ババリアには豊かな歴史や建築物があり、ニュルンベルグ、ローテンブルグ、レーゲンスブルグを訪れ、またババリアンフォーレストなど美しい国立公園の自然の中で二三日をゆっくりと過ごすのも良いでしょう。

食事

ドイツ人はソーセージが大好きで、肉屋には色や味、大きさの異なる多くの種類のソーセージが並び、生食用、調理用、またパンと一緒に食べるものなどがあります。ソーセージ以外にも美味しいドイツ料理はあり、ドイツ南部料理のカイザーシュマルン（デザートや主菜用スイーツ）、ゲルムネーデル（甘いデザート）、ザウアーブラーテンやシュバインスブラーテン（ポットローストの類）を食べてみてください。ここに書き切れないほど美味しいものがあるのでレストラン（ドイツ語でヴィルトハウス）に行き、メニューから選んでください。

ババリアには「プロットツァイト」という友人たちとの楽しい食事法があります。言葉では説明ができませんので、是非、ババリアに来て体験してみてください。

普通救命技術者 資格講習会 (誰でも参加自由)	10月17日(金)18時～	目黒消防署 4階	救急処置法を楽しく知るとともに、大事な人命を救うために所定のカリキュラムを受講するとAED(自動体外式除細動器)の操作、心肺蘇生法などを含めた「普通救命技術者資格」が取得できます。
第21回 めぐる 童謡コンサート (税金クイズ等)	10月26日(日)13時開演 (誰でも参加自由)	めぐるパーシモン ホール 大ホール	・NHK「おかあさんといっしょ」 第16代歌のお姉さん 神崎ゆう子氏 ・げっこうはらこども園、区立原町小学校はらまちクラブ、 区立第11中学校吹奏楽部、 都立目黒高校PTAコーラス、童謡クラブ萩の会、 ・鳥取県わらべ館 松田千絵氏 名和美絵氏(ピアノ伴奏)

※上記以外にも、各種講演会・セミナー・勉強会などを企画・開催しておりますのでお問合せください

※セミナー・講演会・イベント等の参加、経営、税務、労務等の相談などのお問合せ、お申込みは公益社団法人目黒法人会事務局宛お願いいたします。 **FAX: 3712-8829 TEL: 3712-9588 Eメールアドレス: mg_info@tohoren.or.jp**
(他协会会员の方、会員以外に一般の方のご参加をお待ちしています)

セミナー・講演会・イベント・相談会参加申込書(コピーしてお使いください)

参加行事名	開催月日	参加者ご芳名	ご役職名・その他

お申込会社名:

TEL

FAX

お申込会社住所:

E-mail:

平成26年5月18日(日)「WE LOVE MEGURO(目黒川周辺清掃活動)」が開催され、集合地の目黒公園に向かう1200名の参加者が19のグループに分かれて清掃活動を繰り広げました。

目黒法人会からは相馬会長以下46名が駒沢通りを五本木交差点から山の手通りまでの間を1時間ほどかけゴミを回収しました。

区内の美化活動がかなり行き渡り、一見ゴミはないように見えませんが、良く見ますとたばこの吸い



殻等があり、集合地に着いた時には各自に渡された緑のゴミ袋はおおよそいっぱいになっていました。

集合地では集まったゴミが分別され、総量は45リットル入り袋40個にもなりました。参加者はおにぎり弁当とお茶をいただいたあとで閉会式に臨みました。

馬場目黒ロータリークラブ会長、青木区長、相馬法人会長の挨拶があり、多くの参加者の協力によりすばらしい事業が実施できたことに感謝しました。



公益社団法人 目黒法人会イベント情報

(どなたでも参加できます。お待ちしております。)

公益社団法人 目黒法人会では、各種セミナー・講演会・説明会を開催致しております。 毎週水曜日は「研修の日」とし、下記以外にも随時開催しておりますので、公益社団法人 目黒法人会事務局（TEL：3712-9588）までお問合せください。
最新のイベント情報は、当会のホームページ（<http://www.tohoren.or.jp/meguro/>）をご覧ください。

行 事	日 時	会 場	内 容
人 事 労 務 相 談 室 (誰でも参加自由)	相談予約は 法人会事務局へ (TEL 3712-9588)	法人会館 もしくは申込会社	人事労務の諸問題を事業経営のなかでいかに解決するか等 相談コーナー ・ 人事・労務・賃金全般 ・ 社会・労働保険全般 (厚生年金、健康保険、労働保険など) ・ 経営・金融など相談全般
インターネット セミナー	ご不明の場合は 法人会事務局へ (TEL 3712-9588)	ご使用の パソコンから アクセス下さい	・ 目黒法人会のホームページから無料でセミナーがご覧 いただけます (http://www.tohoren.or.jp/meguro/) ・ 会員以外の方もセミナーが無料で受講できます
新設法人説明会 (誰でも参加自由)	8 月 22 日(金) 13 時 30 分	目黒税務署	新設法人対象 (会員不問) 税知識、会社設立に伴う税務手 続きを親切に解説します (ホームページの新設法人企業経営者の皆様に) をご覧下 さい)
	10 月 21 日(火) 13 時 30 分		
	12 月 8 日(月) 13 時 30 分		
	2 月 13 日(金) 13 時 30 分	目黒法人会館	
	4 月 16 日(木) 13 時 30 分	目黒税務署	
決算法人説明会 (誰でも参加自由)	8 月 26 日(火) 14 時	目黒税務署	決算期を迎える法人対象 (会員不問) 主に決算・申告の実務、法人税、消費税、印紙税、源泉所 得税等を解説します。
	9 月 19 日(金) 14 時		
	10 月 17 日(金) 14 時		
	11 月 17 日(月) 14 時		
	12 月 9 日(火) 14 時		
	1 月 16 日(金) 14 時	SMBC 日興証券自由が丘	
	2 月 19 日(木) 14 時		
普通救命技術者 資格講習会 (誰でも参加自由)	7 月 11 日(金) 18 時～	目黒消防署 4 階	救急処置法を楽しく知るとともに、大事な人命を救うため に所定のカリキュラムを受講すると A E D (自動体外式除 細動器)の操作、心肺蘇生法などを含めた「普通救命技術 者資格」が取得できます。
防犯研修会 (第 4 支部) (誰でも参加自由)	7 月 15 日(火) 18 時～	目黒警察署 5 階講堂	テーマ：事務所あらし対策・企業の防犯対策等 講 師：目黒警察署生活安全課長代理他
人を生かす 経営術セミナー (誰でも参加自由)	7 月 25 日(金) 14 時～	目黒法人会館 2 階会議室	テーマ：人材を人財に育てる極意 1. 幹部育成 2. 組織活性化 3. 計数活用 講 師：N B C コンサルタンツ株式会社
第 51 回 目黒区商工まつり 経済講演会	7 月 25 日(金) 18 時～ (誰でも参加自由)	目黒区民センター 大ホール	演 題：「報道から見たこれからの日本の姿」 ～北朝鮮拉致・領土領海・シーレーン・ 集団的自衛権問題等 講 師：杉尾秀哉氏 (T B S 報道局解説・専門記者室長)
第 51 回 目黒区商工まつり (租税教室) (税金クイズ等)	7 月 26 日(土)～ 27 日(日) 10 時～ 17 時 (誰でも参加自由)	目黒区民センター (目黒区目黒 2-4-36)	税を身近なものに感じてもらう機会を提供するとともに、 税の大切さ、お金の大切さを理解することで、納税意識の 高揚を図る目的で、税金クイズ、1 億円レプリカ重さ体験 コーナー、e-TaxPR コーナー等の実施
第 48 回中目黒 阿波踊り (目黒法人会連として参加)	8 月 2 日(土) 18 時 30 分より演技開始 (誰でも参加自由)	中目黒駅周辺 (目黒銀座商店街他)	・ 踊り手、楽器演奏へのご参加または運営等のお手伝いの 方を募っています ・ 阿波踊り参加の方には練習会を行っています
普通救命技術者 資格更新講習会 (誰でも参加自由)	8 月 22 日(金) 18 時～	目黒消防署 4 階	救急処置法を楽しく知るとともに、大事な人命を救うため に所定のカリキュラムを受講すると A E D (自動体外式除 細動器)の操作、心肺蘇生法などを含めた「普通救命技術 者資格の更新」が取得できます。

これからの予定
皆様のご参加をお待ちしております

第49回「中目黒阿波踊り」目黒法人会連練習案内 及び 参加者募集

本番：日時 平成26年8月2日（土）午後6時30分より演技開始
場所 東急東横線中目黒駅周辺

練習：7月14日（月）午後6時～8時 上目黒3丁目町会会館
16日（水）午後6時～8時 目黒信用金庫本店4階集会室
23日（水）午後6時～8時 目黒信用金庫本店4階集会室
28日（月）午後6時～8時 上目黒3丁目町会会館
30日（水）午後6時～8時 目黒信用金庫本店4階集会室



本番に向けて阿波踊りの練習を上記のように開催いたします。参加ご希望の方は練習会場にお越しください。
※踊り手・楽器演奏へのご参加または運営等へのお手伝いをお願いできる方は下記までご連絡ください。

「目黒地域福祉のつどい」バザー出品物ご寄付のお願い

「目黒地域福祉のつどい」では、区民の皆様が地域福祉に関心を持っていただくため、ボランティアグループ・障害者施設・団体・企業等が協働し、模擬店や自主作品の展示販売・舞台披露・模擬店・バザー・体験コーナー等のイベントが中目黒GTプラザに於いて開催されます。目黒法人会は女性部会が中心となるバザーに参加し、売り上げの一部は社会福祉活動に使われます。

日時：平成26年10月25日（土） 午前10時30分から午後3時30分頃まで

場所：中目黒GT 目黒区上目黒2-1-3

募集物品：お中元・お歳暮・引出物等にいただいたもの・ステイショナリー・石鹸・シャンプー・食器等・衣服等は未使用のものまたは新品同様で清潔なもの（食料品は不可）

回収方法：ご都合の良いときに、目黒法人会館までお持ちください。

（目黒区中町2-43-17 東京都水道局目黒営業所隣り）

募集期限：平成26年10月3日（金）

お問合せ・申込は公益社団法人目黒法人会事務局へ

Tel:3712-9588 Fax:3712-8829 E-mail: mg_fujie@tohoren.or.jp

編集後記

W杯決勝トーナメントに向けて、胸躍る編集後記が書けることを期待していましたが、結果は残念ながら……でした。
昨秋から広報委員会に参加し、今号は編集長の大役を仰せつかりました。名ばかりの編集長にならぬようにと緊張してみたものの、自分自身の中で見事な空振り。委員長以下諸先輩方々の力あってこそこの「椎の木」であることを痛感しています。今後もお役に立てるよう精進します。
谷口 裕明

ことば 編集子

最近読んだ本に、小学校の教育現場では「自分の意見をはっきり言いましょう」というのを原理原則にしているのはおかしいと書いてあった。
何でもすぐに言葉にして発言させることが、かえって心の豊かさを育てることを阻害しているという。
たしかに自分の思いを言葉にするのは、大人でもなかなか難しい作業だ。
ましてや「シャイ」な子にとつては、思ったことを言葉にするのはさらに苦痛になって引きこもってしまう。

言葉に詰まっている「シャイ」な子供の心には、言葉にできない色々な思いが詰まっているはずだ。ともすると、大人は勝手に心の中を類推してまとめ上げてしまい「こうなんでしょう」と言ってしまう。子どもものの自発的な表現を奪ってしまう。
自分を表現できる言葉を探す時間を待つて上げる姿勢が、豊かな心や言葉を育ててゆくことに繋がってゆくという。
一方で、「自分の意見がはっきり言える子」であることを強制されるのが、表現力の育っていない子供の逃げ言葉として「むかつく」「うざい」という短絡的な表現になってしまっているらしい。
子供たちが自分の中にある「いまだ言葉にならざる思い」とか「輪郭の定かならぬ感情の断片」とかをゆっくり発酵させ、自分を見つめる力を育て、豊かな言葉を身に付けられることを見守ってゆきたいものである。

片山ひよし



公益社団法人
目黒法人会会員



公益社団法人
目黒法人会会員

切り取って、決算シールとしてお貼りください。

上質な空間と美食で至福のひとときを

宴会プラン

お好みのお料理のコースと
お飲み物のケースを組合せてお楽しみいただけます。



◆料理＋フリースタイル＋室料

1名様 ￥8,500～ (税・サ・室料込)

お料理 正餐、buffetのいずれかお好みのタイプを選択

お飲み物 フリースタイル制

会場 個性豊かな宴会場を多数ご用意！

※プラン適用人数 / 正餐 20名様より、buffet 30名様より承ります。

※ご利用時間は2時間となります。

※上記料金は2014年4月1日現在の消費税8%を含む料金です。

目黒雅叙園

お問合せ
[営業部] (10:00～18:00) TEL.03-5434-3860

〒153-0064 東京都目黒区下目黒1-8-1
TEL.03-3491-4111 (代表)
<http://www.megurogajoen.co.jp>

目黒駅より徒歩3分



法人会の「経営者大型総合保障制度」は昭和46年に発足し、
会員のみなさまと共に歩んでまいりました。
これからも会員のみなさまをお守りしてまいります。



渋谷支社 第三営業課/東京都渋谷区道玄坂1-10-8
(渋谷道玄坂東急ビル3F) TEL 03-5489-6800



AIU保険会社

東京第五支店 営業一課/東京都新宿区西新宿2-4-1
(新宿NSビル14F) TEL 03-5320-2561